

役務契約書（単価契約）

- 1 . 業 務 名 令和7年度下北森林管理署官用自動車点検等業務
- 2 . 業 務 場 所 下北森林管理署庁舎内ほか
- 3 . 業 務 内 容 別紙「官用自動車点検等業務仕様書」「特記仕様書」
のとおり
- 4 . 履 行 期 間 契約日の翌日から
令和 8 年 3 月 27 日まで
- 5 . 業務請負予定金額 金 円
- | | | | | |
|---|----|--------|---|---|
| 〔 | うち | 自動車重量税 | 円 | 〕 |
| | | 自賠責保険料 | 円 | |
| | | 消費税額 | 円 | |
- 単価契約については別紙3のとおり
- 6 . 契約保証金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年7月11日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

発 注 者 青森県むつ市金曲一丁目4番6号
分任支出負担行為担当官
下北森林管理署長 成田 敏 印

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 7 年度下北森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、別添 2 の車両引渡場所一覧より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。
エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

特記仕様書

1 「官用自動車点検等業務仕様書 3 (2)」の「契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合」について、分任支出負担行為担当官が判断をするために、提出された見積もりと同一の整備内容で別の自動車整備工場等へ見積もりを依頼する場合があります。

2 1の結果、見積価格に大きな差があった場合は追加整備を他社で行う場合があります。その指示を請負者がされた場合は、速やかに下北森林管理署へ車両を返却する事。

3 「官用自動車点検等業務仕様書 6」 「交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等」について、交換した部品を提示する場合は、取り外した部品を並べて写真を撮影し、その写真を監督員へ提出するか、取り外した使用済み部品の実物を提示する以外は認めない。

なお、検査完了までに写真のみでは判別が出来ないと監督員が判断した場合は、実物の提示を指示する事がありますので、部品又は外す前の状況を提示する事

令和 7 年度 下北森林管理署官用自動車点検等業務 単価表

件名（項目）			数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車（自家用）	車両重量1.5トンまで 13年経過 2年	3	台		
	乗用自動車（自家用）	車両重量1.5トンまで 13年未満 2年	6	台		
	軽自動車（自家用）	18年経過 2年 車台番号 HM4-1300124	1	台		
	軽自動車（自家用）	13年経過（最初の新規検査H24. 3. 31以前） 2年	3	台		
	軽自動車（自家用）	13年未満（最初の新規検査H24. 4. 1以降） 2年	1	台		
（A）自動車重量税計			14	台		
自賠責保険料	乗用自動車（自家用）	本土 24ヶ月契約	9	台		
	軽自動車（自家用）	本土 24ヶ月契約	5	台		
（B）自動車損害賠償責任保険料計			14	台		
継続点検（車検）	基本点検技術料	乗用車（車両重量2.0トンまで）	0	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	9	台		
		軽自動車	5	台		
	エンジン、下廻りスチーム洗浄（技術料等を含む）	乗用車（車両重量2.0トンまで）	0	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	9	台		
		軽自動車	5	台		
	下廻り防錆塗装料（技術料等含む）	乗用車（車両重量2.0トンまで）	0	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	9	台		
		軽自動車	5	台		
	保安検査確認（消耗品費、技術料等含む）	乗用車（車両重量2.0トンまで）	0	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	9	台		
		軽自動車	5	台		
	継続検査代行	乗用車（車両重量2.0トンまで）	0	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	9	台		
		軽自動車	5	台		
	エンジンオイル交換（技術料等含む）	対象14台 ※1台当たり5Lを想定(単価は1L当たり)	70	L		
（C）継続点検（車検）計			14	台		
定期点検（12ヶ月点検）	基本点検技術料	乗用車（車両重量2トンまで）	1	台		
		乗用車(車両重量1.5トンまで)	6	台		
		軽自動車	3	台		
	エンジンオイル交換（技術料等含む）	対象10台 ※1台当たり5Lを想定(単価は1L当たり)	50	L		
（D）定期点検（12ヶ月点検）計			10	台		
（E）作業料金計＝（C）＋（D）						
（F）点検等総金額＝（A）＋（B）＋（E）						
（G）消費税＝（E）×0.10						
（H）合計＝（F）＋（G）						

令和7年度 下北森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

No.	署等	登録番号	車台番号	車 名		型 式	ガソリン ディーゼル 車別	自賠責保険期間		自動車重量税	自賠責保険料	登録・ 交付年 月 日	車 検満 了日	車 検実 施予 定月 定期 点検 又は		継続点検(車検)							定期点検	エンジン オイル交換
								自	至							基本点検 技術料	エンジン ・、下廻り 洗 浄	下廻り防錆 塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	基本点検 技術料			
1	下北署	青森580こ7428	JM23W-600174	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	ガソリン	R5.10.18	R7.10.18	自家用 軽自動車 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H20.9.24	R7.10.4	R7	9	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	下北署	青森580き739	HM4-1300124	ホンダ	バモスホビオ	ABA-HM4	ガソリン	R6.4.20	R8.4.20	自家用 軽自動車 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H19.3.28	R8.3.27	R8	3	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	下北署	青森580け3932	TW2-029083	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	ガソリン	R5.4.5	R9.4.5			H20.3.25	R9.3.11	R7	10							○	○	
4	下北署	青森480う2835	DG63T-416989	マツダ	スクラムトラック	EBD-DG63T	ガソリン	R5.9.10	R7.9.10	自家用 軽自動車 2年	自家用 貨物 本土 24ヶ月	H19.8.23	R7.8.31	R7	8	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	下北署	青森580さ6628	H58A-0805817	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	ガソリン	R6.4.16	R8.4.16	自家用 軽自動車 2年	自家用 貨物 本土 24ヶ月	H21.3.6	R8.3.17	R8	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	下北署	青森500ゆ4623	J210G-2000254	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R5.11.17	R7.11.17	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H24.10.18	R7.10.22	R7	9	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	下北署	青森500ゆ8664	J210G-2000426	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R6.3.20	R8.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H25.2.21	R8.2.19	R8	1	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	下北署	青森500ゆ8676	J210G-2000423	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R6.3.20	R8.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H25.2.21	R8.2.20	R8	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	下北署	青森580と8415	DG64W-400564	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	ガソリン	R5.12.5	R7.12.5	自家用 軽自動車 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H24.11.5	R7.11.11	R7	10	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	下北署	青森300は8979	NT31-326525	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT31	ガソリン	R5.3.18	R9.3.18			H26.2.27	R9.2.17	R7	9							○	○	
11	下北署	青森300は8980	NT31-326526	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT31	ガソリン	R5.3.18	R9.3.18			H26.2.27	R9.2.17	R7	11							○	○	
12	下北署	青森300は8981	NT31-326744	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT31	ガソリン	R5.3.18	R9.3.18			H26.2.27	R9.3.10	R7	12							○	○	
13	下北署	青森300ひ8131	NT32-510718	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R6.4.13	R8.4.13	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H27.3.16	R8.3.22	R8	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	下北署	青森300ひ8132	NT32-510720	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R6.4.13	R8.4.13	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H27.3.16	R8.3.15	R8	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	下北署	青森480け9978	DA16T-200223	スズキ	キャリイ	EBD-DA16T	ガソリン	R5.4.9	R9.4.9			H27.3.13	R9.3.19	R7	12							○	○	
16	下北署	青森300ふ6211	NT32-530515	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R5.3.18	R9.3.18			H27.10.26	R9.2.17	R7	11							○	○	
17	下北署	青森300ほ5710	GA4W-0502466	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.4.9	R8.4.9	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H29.3.15	R8.3.22	R8	2	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	下北署	青森300ほ5711	GA4W-0502503	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R6.4.9	R8.4.9	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H29.3.15	R8.3.28	R8	3	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	下北署	青森300ま2546	GA4W-0700271	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R5.3.17	R9.4.17			H29.11.27	R9.3.21	R7	10							○	○	
20	下北署	青森300み1075	RU2-1302210	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	ガソリン	R5.11.19	R7.11.19	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	H30.10.19	R7.10.24	R7	10	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	下北署	青森300む3740	NT32-314029	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R5.4.3	R9.4.3			R2.3.3	R9.3.13	R7	12							○	○	
22	下北署	青森501と7328	A210S-0010526	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	ガソリン	R6.1.9	R8.1.9	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2 年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	R2.12.9	R7.12.8	R7	11	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	下北署	青森480ろ9394	DA17V-654111	スズキ	エブリイ	5BD-DA17V	ガソリン	R5.2.2	R9.3.2			R5.2.2	R9.2.1	R8	1							○	○	
24	下北署	青森501に8139	MN71S-317984	スズキ	クロスビー	4AA-MNN71S	ガソリン	R6.1.16	R9.2.16			R6.1.16	R9.1.15	R8	1							○	○	

別添2

車 両 引 渡 場 所 一 覧

配 置 先	住 所	電 話 番 号
下北森林管理署	〒035-0041 青森県むつ市金曲一丁目4番6号	0175-22-1131